

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 11 号

(所 管) 教育委員会事務局 中央図書館 南図書館

件 名	堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市立南図書館ホール管理運営規則の所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>公の施設の使用等に係る手続等について、堺市施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を導入するため、所要の改正等を行うものであること。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 施設の使用に係る許可の変更に際して使用許可書の添付を省略できること等を規定するもの</p> <p>(2) 施設予約システムを用いた施設の使用等に係る手続等について本規則の規定により難いと認めるときは、当該手続等に関する事項について、教育長が別に定めることができることを規定するもの</p> <p>(3) 規定の整備を行うもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 5 年 3 月 23 日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）</p>

堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について

次のとおり、堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立南図書館ホール管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立南図書館ホール管理運営規則（昭和58年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第17条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第17条 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてホールの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたホール使用等に係る手続等について別に定めることができる。

様式第1号中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第2号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第3号中

「

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号	を
----------	-------------	---

」

「

1 使用許可年月日	年 月 日	に
-----------	-------	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立南図書館ホール使用料規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立南図書館ホール使用料規則の様式に関する規定による帳票とみ

なしで使用することができる。

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。ただし、教育長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。
もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市立図書館条例、堺市立南図書館ホール管理運営規則及び堺市立南図書館ホール使用料規則の規定その他係員の指示に違反したときは、許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市立南図書館ホール管理運営規則（昭和58年教育委員会規則第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用許可書の提示義務）</p> <p>第7条 ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>（使用の許可の変更）</p> <p>第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日の7日前の日までに、堺市立南図書館ホール使用許可変更申請書（様式第3号）に、使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>（使用許可書の提示義務）</p> <p>第7条 ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。<u>ただし、教育長が特に認めるときは、教育長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。</u></p> <p>（使用の許可の変更）</p> <p>第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日の7日前の日までに、堺市立南図書館ホール使用許可変更申請書（様式第3号）に、使用許可書を添付して教育長に提出しなければならない。<u>ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>（施設予約システムを使用する場合の特例）</u></p> <p>第17条 <u>教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）</u></p>

(委任)

第17条 (略)

を用いてホールの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたホールの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(委任)

第18条 (略)

堺市立南図書館ホール管理運営規則（昭和58年教育委員会規則第13号）新旧対照表

現行

様式第1号(第3条関係)

堺市立南図書館ホール使用申請書

年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

申請者 住所(所在地)
フリガナ
氏名(名称)
フリガナ
(代表者氏名)
生 年 月 日
(代表者の生年月日)
電 話 番 号

堺市立南図書館ホール管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市立南図書館ホールの使用を申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日)		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用目的						使用人員 人
使用する 附属設備	椅子(脚)、机(脚)、マイク(本) その他()					
申請に当たっては、次の内容を <u>ご確認</u> の上、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市立図書館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。 <input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。						
時間区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
使用料の有無	有 ・ 無		減免の有無	有 ・ 無		
基本料金	冷 暖 房	使用料合計		減 免 額	差引納付額	
円	円	円	円	円	円	

注意

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 3 申請者が団体の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

改正後（案）

様式第1号(第3条関係)

堺市立南図書館ホール使用申請書

年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

申請者 住所(所在地)
フリガナ
氏名(名称)
フリガナ
(代表者氏名)
生 年 月 日
(代表者の生年月日)
電 話 番 号

堺市立南図書館ホール管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市立南図書館ホールの使用を申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日)		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用目的						使用人員 人
使用する 附属設備	椅子(脚)、机(脚)、マイク(本) その他()					
申請に当たっては、次の内容を <u>御確認</u> の上、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市立図書館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。 <input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。						
時間区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
使用料の有無	有 ・ 無		減免の有無	有 ・ 無		
基本料金	冷 暖 房	使用料合計		減 免 額	差引納付額	
円	円	円	円	円	円	

注意

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 3 申請者が団体の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

現行

様式第2号(第3条関係)

堺市立南図書館ホール使用許可書

年 月 日

使用者

様

堺市教育委員会教育長 印

次のとおり堺市立南図書館ホールの使用を許可します。

使用日時	年 月 日 (曜日)	午前 時から 午後 時まで
使用目的	使用人員	人
使用する 附属設備	椅子(脚)、机(脚)、マイク(本) その他()	
使用条件	<p>1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。</p> <p>2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。</p> <p>3 許可なく、使用内容を変更しないでください。</p> <p>4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。</p> <p>5 施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。</p> <p>6 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないでください。</p> <p>7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。</p> <p>8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。</p> <p>9 堺市立図書館条例、堺市立南図書館ホール管理運営規則及び堺市立南図書館ホール使用料規則の規定その他係員の指示に違反したときは、許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。</p>	

改正後 (案)

様式第2号(第3条関係)

堺市立南図書館ホール使用許可書

年 月 日

氏名(団体名)

住所(所在地)

電話番号

堺市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設:

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				

注意 この使用許可には、条件を付しているのので、必ず御確認ください。

現行

改正後（案）

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内に行ってください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。ただし、教育長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。
もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市立図書館条例、堺市立南図書館ホール管理運営規則及び堺市立南図書館ホール使用料規則の規定その他係員の指示に違反したときは、許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

現行

様式第3号(第8条関係)

堺市立南図書館ホール使用許可変更申請書

年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

次のとおり堺市立南図書館ホールの使用許可を変更して下さるよう、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定附属設備			
3 変更の理由			
※堺市処理欄 使用料について	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既納額照合	年 月 日納入	

- (注) 1 再度の変更は、できません。
2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません(堺市立南図書館ホール管理運営規則第8条第3項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後 (案)

様式第3号(第8条関係)

堺市立南図書館ホール使用許可変更申請書

年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

次のとおり堺市立南図書館ホールの使用許可を変更して下さるよう、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日	年 月 日		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定附属設備			
3 変更の理由			
※堺市処理欄 使用料について	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既納額照合	年 月 日納入	

- (注) 1 再度の変更は、できません。
2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません(堺市立南図書館ホール管理運営規則第8条第3項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
3 ※印欄は、記入しないでください。